旧白河市地域内に固定資産をお持ちの方

まもなく固定資産税率が下がります！

平成23年４月から、固定資産税と法人市民税（法人税割）の税率が変わり、旧白河市地域における固定資産税の税率については、0.1％引き下がり、旧表郷村、旧大信村、旧東村地域の固定資産税の税率と同じ1.4％に統一されます。

これは、平成17年11月７日の１市３村の合併の際に取り決められた「合併協定項目」に基づくものです。固定資産税の税率は、旧３村の税率を採用し、法人市民税（法人税割）の税率は、旧白河市の税率を採用することになりましたが、合併した年度とこれに続く５年度間は合併特例法により、不均一課税（旧市村の地域において、違う税率で課税すること）をすることにしてきました。

この期間が、平成23年３月末で終了することになり、平成23年４月から、固定資産税と法人市民税（法人税割）の税率が次のとおり変わります。

固定資産税

ピッ

平成23年３月まで

地域別区分	税率
旧白河市	1.5％
旧表郷村 旧大信村 旧東村	1.4％

→

平成23年４月から

地域別区分	税率
旧白河市	1.4％
旧表郷村 旧大信村 旧東村	1.4％

●旧白河市地域の税率は、1.5％から1.4％に下がります。
●旧表郷村、旧大信村、旧東村地域の税率は、これまでと同じ1.4％です。

法人市民税

ピッ

平成23年３月まで

（事業年度の末日が、平成23年３月31日までの場合に適用されます。）

地域別区分	税率（法人税割）	
旧白河市	資本金等の額が1,000万円を超える法人および保険業法に規定する相互会社	14.5％
	上記以外の法人等	13.7％
旧表郷村 旧大信村 旧東村	資本金等の額が1,000万円を超える法人および保険業法に規定する相互会社	12.3％
	上記以外の法人等	

→

平成23年４月から

（事業年度の末日が、平成23年４月１日以降となる場合に適用されます。）

地域別区分	税率（法人税割）	
旧白河市	資本金等の額が1,000万円を超える法人および保険業法に規定する相互会社	14.5％
	上記以外の法人等	13.7％
旧表郷村 旧大信村 旧東村	資本金等の額が1,000万円を超える法人および保険業法に規定する相互会社	14.5％
	上記以外の法人等	13.7％

【問い合わせ先】
本庁舎課税課☎㉒1111　固定資産税について　内2130　　法人市民税について　内2127

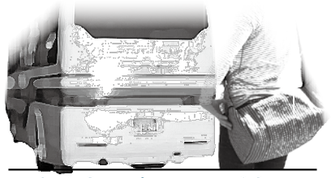

路線バスの旅

白河の魅力再発見！！

■VOL.7

「白河大信庁舎線」

問本庁舎企画政策課
☎㉒1111 内2327

「白河大信庁舎線」は、これまで白河駅から天栄村今坂までを運行していた西小屋経由今坂牧の内線が、10月１日から白河駅から大信庁舎までの運行区間に短縮された路線です。沿線には、大信地域の歴史や文化に触れることができる史跡名勝や施設があります。
なお、詳しい情報は、市のホームページでご覧いただけます。

主な停留所▶

Start! ▶ 白河駅前 ▶ 横町 ▶ 田町 ▶ 女石 ▶ 白河厚生総合病院 ▶ 大谷地 ▶ 広谷地 ▶ 飯土用入口 ▶ 滑里川入口 ▶ 大日向 ▶ 愛宕下 ▶ 増見 ▶ 大信庁舎前 Goal!

◎刎石坂

旧会津街道大谷地から二枚橋にかけての登り口。白河風土記に、中世の頃、刎石駿河守の館があったことからこの名がついたとあります。

徒歩15分

◎飯土用の一里塚

旧会津街道の脇に残る一里塚で、会津藩主保科正之が寛文７年に整備したものです。通常、一対で築かれますが、一基だけ残っています。

徒歩30分

徒歩１分

◎中山義秀記念文学館

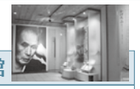

大信地域出身の芥川賞受賞作家である中山義秀の作品や人物像、交流のあった人々を紹介しています。図書館を併設しています。

隣接

◎ふるさと文化伝承館

豊かな自然と歴史に支えられてきた大信地域の今と昔を紹介し、人々の間に大切に受け継がれてきた郷土の文化を展示しています。

徒歩10分

徒歩10分

◎町屋の二本カヤ

樹齢約1,000年といわれる二本のカヤは、古代磐城・岩代の国境にあることや「道目木」の地名から道標という説があります。県指定天然記念物。

■VOL.7

３Ｓの推進について

■３Ｒ活動

本市では、循環型社会を実現するうえで、家庭や職場などさまざまな場面で身近に実践できる３Ｒ活動（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再資源化）を推進していますので、皆さんのご協力をお願いします。

循環型社会とは、生産から流通、廃棄に至るまで物質の有効な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない社会のことをいいます。

■３Ｓ広場（Shirakawa Second Shop）

本市では、リユースを促進するため、本年度より３Ｓ広場をホームページ上に立ち上げています。これは、市民の消費生活上の利便を図り、限りある資源の節約、不用品再生利用等の意識を高め、さらには市民相互の親密化等の実効を上げることを目的としています。

３Ｓ広場では、一般家庭において不用になった家庭用品などで、再利用できる物の情報を登録していただき、該当用品を希望する家庭に情報を提供します。

【注意事項】
●登録料、紹介料は無料で登録期間は３か月です。
●現品は、市ではお預かりできません。当事者同士での確認、交渉となります。
●取引に係る交渉や取引された品物について、故障、欠陥などによる苦情やトラブル等が生じた場合でも市では一切責任を負いません。当事者同士での話し合いとなります。
●この制度の対象者は、本市にお住まいの方で、営利を目的とする方は登録できません。
※登録方法など詳しくはお問い合わせください。

問本庁舎生活環境課☎㉒1111　内2165
各庁舎市民福祉課　表郷☎㉜2113　大信☎㊻3974
東☎㉞2113